

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
 総務部 総務課
 TEL 0771-22-3131(代表)
 京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

- 亀岡市税条例施行規則の一部改正
 (税務課) 2

—— 告 示 ——

- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 4
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 4
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 5
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 5
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 5
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 5
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 6
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 6
- 亀岡市母子家庭自立支援高等技能訓練
 促進費等事業実施要綱の一部改正
 (こども福祉課) 6
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 7
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 8
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 8

- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 8
- 放置自転車の撤去、保管
 (土木管理課) 9
- 町の区域の変更について
 (総務課) 9
- 亀岡市議会定例会の招集
 (総務課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 12
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 12
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 12
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 13
- 行旅病人及び行旅死亡人の告示
 (社会福祉課) 13
- 国民健康保険被保険者証の無効
 (保険医療課) 14
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 14
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 15
- 地縁団体の告示事項の変更
 (自治防災課) 15

- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 15
- 地縁団体の告示事項の変更
(自治防災課) 16
- 国民健康保険被保険者証の無効
(保険医療課) 16

—— 公 告 ——

- 亀岡農業振興地域整備計画の変更計画書の縦覧 (農林振興課) 17
- 都市公園の区域変更 (都市整備課) 17

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

- 定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 19
- 在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所 19

農業委員会欄

—— 公 告 ——

- 第56回亀岡市農業委員会総会の開催 20

上下水道部欄

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 20

規 則

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第25号

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「法第321条の4第1項」を「法第321条の4第1項後段」に改め、同条第2項中「法第321条の6」を「法第321条の4第3項及び同条第6項において準用する同条第1項後段の規定により特別徴収義務者に対して行う通知並びに法第321条の6第1項」に、「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収額の変更通知書」を「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収額の決定・変更通知書」に改める。

別記第40号様式を次のように改める。

別記第41号様式中「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の変更通知書」を「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書」に、「特別徴収額の決定」を「特別徴収額の決定（変更）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別記第40号様式及び別記第41号様式については、平成24年度の市民税・府民税の課税分から適用する。

「揭示済」

告 示

亀岡市告示第114号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

「曾我部町西条区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 法貴 成博

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第115号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町出雲台区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 松本 康男

2 変更年月日

平成24年4月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第116号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

「宮前町猪倉区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 藤村 剛

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第117号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

「東本梅町大内区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 中西 敏秋

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第118号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町小口区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 平野 慶三

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第119号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月1日

亀岡市長 栗山正隆

「宮川区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 西田 正史

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第120号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年5月2日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0127-15011

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成24年5月2日

「揭示済」

亀岡市告示第121号

亀岡市母子家庭自立支援高等技能訓練促進費等事業実施要綱（平成19年亀岡市告示第155号）の一部を次のように改正する。

平成24年5月2日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「すべて」を「全て」に改める。
第4条第1項第1号に次のただし書を加える。

ただし、支給対象期間は、3年を上限とする。

第4条第2項中「養成訓練修了日」の次に「(以下「修了日」という。)」を加える。

第5条第1項第1号中「月額141,000円」を「月額100,000円」に改める。

第6条第2項中「事前相談」を「前項の受給相談」に改める。

第7条第1項中「亀岡市母子家庭自立支援高等技能訓練促進給付費等支給申請書」を「亀岡市母子家庭自立支援高等技能訓練促進費等支給申請書」に改める。

第7条第2項中「養成訓練」を削る。

第10条第1項中「もの」を「者」に改め、同条第2項中「申請者」を「受給者」に改める。

別記第1号様式及び別記第3号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から実施する。
- 2 改正後の亀岡市母子家庭自立支援高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定は、平成24年4月1日以後に養成機関において修業を開始した対象者について適用し、平成24年3月31日以前に養成機関において修業を開始した対象者については、なお従前の例による。

「揭示済」

亀岡市告示第122号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月11日

亀岡市長 栗山正隆

「見立北区自治会」

1 代表者の変更

- (1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 獅子 雄造

- (2) 変更年月日

平成24年5月6日

- (3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

2 事務所の変更

- (1) 所在地

亀岡市東別院町鎌倉見立19番地

171

- (2) 変更年月日

平成24年5月11日

- (3) 変更理由

事務所の移転による変更

「揭示済」

亀岡市告示第123号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月14日

亀岡市長 栗山正隆

「千代川町今津区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小林 盛雄

2 変更年月日

平成24年4月15日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第124号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月14日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町勝林島上島区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 関 昌哲

2 変更年月日

平成24年4月28日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第125号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月14日

亀岡市長 栗山正隆

「畑野町高橋区」

1 主たる事務所所在地の変更

(1) 省略

(2) 変更年月日 平成24年4月1日

2 代表者の変更

(1) 代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 小林 与八

(2) 変更年月日

平成24年4月1日

(3) 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第126号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成24年5月17日

亀岡市長 栗山正隆

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域内に放置されていたため。

2 撤去した区域

JR亀岡駅前自転車放置禁止区域

JR馬堀駅前自転車放置禁止区域

JR並河駅前自転車放置禁止区域

JR千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成24年5月17日（木）

午後1時00分～午後3時30分

4 撤去し、保管した台数 24台

5 保管場所 JR馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができます。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要です。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担していただきます。

9 引き取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令の規定により処分します。

※ 連絡先

まちづくり推進部 土木管理課

電話0771 (25) 5043

「掲示済」

亀岡市告示第127号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり町の区域の変更を行う旨届出があった。

なお、その効力は、平成24年5月19日から生じる。

平成24年5月18日

亀岡市長 栗山正隆

町の区域の変更調書

町	地番	付記
保津町葛原	29の1	一部
"	30の1	"
"	31の1	"
"	36の1	"
保津町八反目	1の1	
"	8の1	
"	9	一部
"	9の1	"
"	10の1	

上記の土地及びその土地に隣接する道路を保津町三反田に変更する。

町	地番	付記
保津町葛原	29の1	一部
"	30の1	"
"	31の1	"
"	32の1	"
"	34の1	"
"	36の1	"
"	70	"
保津町三反田	1の2	"
"	1の3	"
"	2の1	"
"	3の1	"
"	3の3	"
"	4の1	"
"	5の1	"
"	6の1	"
"	7の1	"

町	地番	付記
保津町三反田	8の1	一部
"	8の2	
保津町八反目	9	一部
"	9の1	"

上記の土地及びその土地に隣接・介在する道路を保津町梁瀬に変更する。

町	地番	付記
保津町梁瀬	1の1	一部
"	1の2	"
"	2の1	"
"	3の1	"
"	4の1	"
"	5の1	"
"	6の1	"
"	7の1	"
"	8の1	"

上記の土地を保津町葛原に変更する。

備考 地番は、平成23年10月20日現在のものである。

「揭示済」

亀岡市告示第128号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成24年5月29日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成24年5月22日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

亀岡市告示第129号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月23日

亀岡市長 栗山正隆

「千歳町江島里区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 野々村 博
- 2 変更年月日
平成24年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第130号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月23日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町河原尻高野区」

- 1 変更があった事項及び内容
代表者の住所及び氏名
住所 省略
氏名 岸本 剛一
- 2 変更年月日
平成24年4月1日
- 3 変更理由
任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第131号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月23日

亀岡市長 栗山正隆

「曾我部町重利区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 近藤 一男

2 変更年月日

平成24年4月25日

3 変更理由

辞任に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第132号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月23日

亀岡市長 栗山正隆

「大井町土田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 俣野 孝三

2 変更年月日

平成24年5月6日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第133号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月23日

亀岡市長 栗山正隆

「西町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 谷村 孝一

2 変更年月日

平成24年4月28日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第134号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月23日

亀岡市長 栗山正隆

「旭町美濃田区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 蔭山 宏嗣

2 変更年月日

平成24年4月8日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第135号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年5月23日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀2203-22008

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成24年5月23日

「揭示済」

亀岡市告示第136号

行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定により、次のとおり告示する。

平成24年5月28日

亀岡市長 栗山正隆

1 死亡人の本籍 不詳
住所又は国籍

2 死亡人の氏名 不詳

3 年 齢 不詳

4 性 別 男

5 死亡の日時 不詳

6 死亡の場所 不詳

7 死亡の原因 不詳

8 発見日時 平成24年2月26日（日）
午前10時25分頃

9 発見場所 亀岡市保津町立岩4番地、
請田神社から北東約2.2
キロメートル先の林道

10 所持金品 無

11 人相・体格
特徴・着衣
頭蓋骨の部分のみであり人相・体格は不詳。
着衣は無である。

顕著な骨折等は認められず、下顎部以外が
残存しており、顕著な骨折、陥没等は認め
られない。

11 死 体 処 理

平成24年5月14日京都府亀岡警察署から、
身元不明の頭蓋骨の引取り要請にて、5月
15日に引渡しを受け、5月17日に火葬を行
い、遺骨は葬儀社の契約している墓に納骨
予定。

以上のとおり相違ないので、心当たりの方
は亀岡市役所（社会福祉課保護第2係）まで
申し出てください。

（電話番号0771-25-5030）

「揭示済」

亀岡市告示第137号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53
年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定
により、下記の国民健康保険被保険者証は無効
としたので告示する。

平成24年5月29日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0138-23002

1 保 險 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成24年5月29日

「揭示済」

亀岡市告示第138号

地縁による団体において、告示事項の変更が
あったので、地方自治法（昭和22年法律第
67号）第260条の2第10項の規定により
告示する。

平成24年5月30日

亀岡市長 栗山正隆

「東堅町自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 並河 行彦

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第139号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月30日

亀岡市長 栗山正隆

「河原林町中町区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 石本 泰良

2 変更年月日

平成24年4月28日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第140号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月30日

亀岡市長 栗山正隆

「宮前町湯の花平区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 白井 省三

2 変更年月日

平成24年4月21日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第141号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月30日

亀岡市長 栗山正隆

「篠町西山区自治会」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 長谷川 忠良

2 変更年月日

平成24年5月19日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第142号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年5月30日

亀岡市長 栗山正隆

「稗田野町柿花区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 成田 之光

2 変更年月日

平成24年4月15日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

亀岡市告示第143号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年5月30日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1907-51003

1 保険者

亀岡市（26-007-5）

京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成24年5月30日

「揭示済」

公 告

亀岡市公告第15号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第1項の規定に基づき、亀岡農業振興地域整備計画を変更したので同条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該計画書を次により縦覧に供する。

平成24年5月17日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 農業振興地域整備計画書の縦覧期間
平成24年5月17日以後、常時備え置くこととする。
- 2 農業振興地域整備計画書の縦覧場所
亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第16号

次のように都市公園の区域を変更するので、都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により公告する。

平成24年5月17日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 名 称
東つつじヶ丘公園

2 位 置

東つつじヶ丘都台2丁目地内

3 区 域

別添図面のとおり（略）

（亀岡市まちづくり推進部都市整備課において一般の縦覧に供する）

4 供用開始の期日

平成24年5月17日

5 敷地面積

変更前 0.18ha

変更後 0.25ha

「揭示済」

任免及び辞令

小川 博
西田 馨
櫻井 邦男
長澤 康浩
廣瀬 一夫
石田 茂雄
美馬 義晴
石田 武夫
柳原 和明
奥野 正三
柿谷 義之
中西 一三
松本 博司
湯浅 英雄
浅田 邵男
川勝 義郎
野々村 忠良
井上 盛夫
塚田 勇
牧野 吉明
三浦 正昭
小松 康之
藤本 妙子

(各 通)

亀岡市自治委員に委嘱します

平成24年5月1日

河窪 恭子
隅田 盛和
俣野 健二
吉見 弓子
内藤 暁

(各 通)

財団法人亀岡市福祉事業団理事に委嘱します

塩見 みさ子

財団法人亀岡市福祉事業団監事に委嘱します

隅田 盛和
財団法人亀岡市福祉事業団理事長に選任します
平成24年5月2日

(各 通) 酒井 清治
松本 朋子

亀岡市民生委員推せん会委員の委嘱を解きます
平成24年5月13日

牧野 吉明
亀岡市民生委員推せん会委員に委嘱します
任期は平成26年10月31日までとします
平成24年5月14日

(各 通) 奥野 正三
中西 康

亀岡市総合計画審議会委員に委嘱します
任期は平成26年3月1日までとします

(各 通) 石田 武夫
森田 真奈武

亀岡市総合計画審議会委員の委嘱を解きます
平成24年5月23日

(各 通) 江口 伊知郎
松井 やす子

亀岡市防災会議委員に委嘱します
平成24年5月28日

松本 博司
亀岡市総合福祉センター運営委員会委員の委嘱
を解きます

平成24年5月31日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第21号

平成24年6月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成24年5月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成24年6月3日から
同月7日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第22号

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事館の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成24年5月30日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成24年6月3日から
同月7日

「揭示済」

農業委員会欄

公告

亀岡市農業委員会公告第1号

第56回亀岡市農業委員会総会を下記のとおり公告する。

平成24年5月25日

亀岡市農業委員会
会長 田中義雄

記

- 1 日時 平成24年5月29日(火)
午後1時30分から
- 2 場所 亀岡市安町野々神8番地
亀岡市役所 2階
202・203会議室

- 3 議題
(1) 平成23年度亀岡市農業委員会事業報告
(2) 平成24年度亀岡市農業委員会事業計画

「揭示済」

上下水道部欄

告示

亀岡市上下水道部告示第7号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成24年5月23日

亀岡市長 栗山正隆

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

- 1 指定した日
平成24年5月23日

2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住所
262	株式会社 スイット SUITTO	代表取締役 磯貝 真次	摂津市鳥飼八防二丁目11番7号

「揭示済」